

みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック

(H22.3.15 発行) 一部改正

平成 29 年 3 月 31 日改正

平成 29 年 10 月 1 日施行

「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（H22. 3. 15発行）」 新旧対照表

<建築物1-8 便所>

	修正欄	改正後	改正前
P84	整備基準 (1)	ただし、当該便所内に、主たる経路に接続して車いす使用者便房（車いす使用者その他の障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房をいう。	ただし、当該便所内に、主たる経路に接続して車いす使用者用便房（政令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。
P84	整備基準 (1)	それぞれ1以上（幼稚園及び保育所にあつては、当該車いす使用者用便房を1以上）設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。	それぞれ1以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。
P84	同解説	オストメイト対応設備を設けた便房	オストメイト対応便房
P84	同望ましい水準	・2,000㎡以上の施設の場合は、機能分散の観点から、車いす使用者用便房及びオストメイト対応設備を設けた便房をそれぞれ1以上設けること。	(追加)
P86	整備基準 (1) エ 望ましい水準	・大人の利用も対応できる介護用のベッドを設けること。	・介護用のベッドを設けること。
P86	整備基準 (1) ク	ただし、幼稚園及び保育所にあつては、この限りでない。	(追加)
P86	同解説	・汚物流し等は、高さ等が調節できる使用しやすいものを設置するよう努めること。 ・ただし書きは、平成28年6月2日付け国住指第484号各都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知の趣旨に基づくものであるが、利用実態等を踏まえ、設置の有無に配慮すること。 ・幼稚園及び保育所とは、幼稚園、保育所、認定子ども園及び地域型保育をいう。	(追加)

<建築物 1-15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備>

	修正欄	改正後	改正前
P108	整備基準 (1)	視覚障害者誘導用ブロックの敷設等	視覚障害者用誘導ブロックの敷設等
P108	整備基準 (1) ア	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	視覚障害者用誘導ブロックの敷設
P108	整備基準 (1) ア	ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内の経路及び用途面積が200平方メートル未満の建築物内において、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、当該出入口から当該案内所までの間の経路において人等による誘導が適切に実施される場合における当該経路については、この限りでない。	ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
P108	同解説	(音声その他の方法) ・音声その他の方法により、視覚障害者を誘導する設備とは、音声装置、誘導チャイム、誘導用設備として有効な床面での配慮 (突起の高さ2.5ミリメートルの屋内用誘導ブロック、誘導マット) 等をいう。	(音声その他の方法) ・音声その他の方法により、視覚障害者を誘導する設備とは、音声装置、誘導チャイム等をいう。
P110	同解説	(人等による誘導がある場合) ・人等による誘導があるため誘導用ブロックを敷設しない場合は、その旨を表示するよう努めること。	(追加)

# 1 建築物

## 1-8

### 便所

#### ●基本的な考え方

- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす使用者をはじめ、だれもが利用しやすい便所「みんなのトイレ」を1以上整備する。
- ・みんなのトイレが整備されていることを知らせる表示を分かりやすく行う。
- ・みんなのトイレ以外の便所を設ける場合にも、障害者、高齢者及び小さな子どもを連れた人が利用しやすい便所を1以上整備する。
- ・便所が男女別に設けられている場合は、利用しやすい便所をそれぞれ1以上整備する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けた便所を1以上設けること。ただし、当該便所内に、主たる経路に接続して車いす使用者用便房（車いす使用者その他の障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ1以上（幼稚園及び保育所にあつては、当該車いす使用者用便房を1以上）設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。		ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす使用者をはじめ誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」を整備することとする。 ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の考え方方も踏まえ、主たる経路に接続して車いす使用者用便房やオストメイト対応設備を設けた便房の個別機能に応じた専用便房を設置し、誰もが利用しやすい便所を整備する場合はこの限りではない。なお、この場合でも、便房内にベビーベッド・ベビーチェアを設置し、より幅広い利用が可能となるよう努めること。	公共施設においては、みんなのトイレを設けること。 ・みんなのトイレは、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設けること。（但し書き適用の場合も同じ） ・2,000㎡以上の施設の場合は、機能分散の観点から、車いす使用者用便房及びオストメイト対応設備を設けた便房をそれぞれ1以上設けること。	図1
ア 出入口の構造	出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・有効幅員は、90センチメートル以上とすること。	図1
イ 戸の構造	戸を設ける場合には、1の項(2)エ(1)に掲げるものであること。	・出入口の戸は、原則として引き戸とすること。 ・鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。	・便所の戸は、開閉時間の調整ができるものとすること。 ・ドアノックセンサーを設置すること。 ・施錠を示す色は色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、文字を併記するか、赤と青の組み合わせなどにする。こと。（赤と緑は見分けにくい）	図1
ウ 接続する経路	出入口は、主たる経路に接続すること。			図1
エ 便房の構造	腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。	(腰掛便座) ・腰掛便座の形状は、車いすのフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。 (手すり) ・腰掛便座には、車いすからの移乗を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ・手すりは、握りやすいものとする。 (洗面器) ・洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。手洗い器を便座から手の届く位置に設置することも有効である。	(腰掛便座) ・温水洗浄便座を設置すること。  (背もたれ) ・便器の背後に背もたれを設けること。	図1

整備基準		解説	望ましい水準	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度のけこみを設けること。</li> <li>洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。</li> </ul> (付属器具) <ul style="list-style-type: none"> <li>洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。</li> <li>ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。</li> <li>便器の横側面に洗浄ボタン、ペーパーホルダー、呼び出しボタンを設ける場合は、J I S S 0026 に基づく配置とすること。</li> <li>手荷物を置ける棚又はフックを設置すること。フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は、車いすに乗った状態で使用できるものとする。</li> </ul>	(付属器具) <ul style="list-style-type: none"> <li>全身の映る鏡を設置すること。</li> <li>大人の利用も対応できる介護用のベッドを設けること。</li> </ul> (通報装置) <ul style="list-style-type: none"> <li>呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を便房内に設けること。</li> </ul>	図1
オ 乳幼児等の対応	乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>便房内に子ども用の便器又は便座を併設すること。</li> </ul>	
カ 空間の確保	車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。	手動車いすで方向転換が可能なスペース(200センチメートル以上×200センチメートル以上)を確保すること。このスペースが確保できない場合は、150センチメートル以上×200センチメートル以上程度を確保すること。		図2
キ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</li> </ul>		
ク 水洗器具	障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。 <u>ただし、幼稚園及び保育所にあつては、この限りでない。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水洗器具とは、オストメイト(人工肛門、人口膀胱造設者)対応の設備である。</li> <li>既存建築物の改修以外は簡易型設備による対応は行わないこと。</li> <li>パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し、またはこれにかわる洗浄装置を設置すること。</li> <li>汚物流し等は、高さ等が調節できる使用しやすいものを設置するよう努めること。</li> <li>洗浄のため温水ができるように努めること。</li> <li>大きめの汚物入れを便座及び車椅子に座った状態から手の届く範囲に設けるよう努めること。</li> <li>全身を写すことができるような鏡を設置するよう努めること。</li> <li>ただし書きは、平成28年6月2日付け国住指第484号各都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知の趣旨に基づくものであるが、利用実態等を踏まえ、設置の有無に配慮すること。</li> <li>幼稚園及び保育所とは、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育をいう。</li> </ul>		図6

整備基準		解説	望ましい水準	備考
ケ 出入口の表示	出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。		・ 車いす使用者だけでなく、だれもが利用できる便所である旨を点字等で表示すること。	図 3
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレ（(1) ただし書きの場合を含む。）のみで構成されているものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。		(1)のみんなのトイレ（ただし書きの場合を含む）が2箇所以上設置されている場合は、2箇所目については、(2)に定める構造の便所を整備したものとみなす。	・ 公共的施設においてみんなのトイレ以外のトイレを設ける場合には、それぞれの階に1以上を8の項(2)に定める構造とすること。	
ア 出入口の構造	便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・ 便所内の通路等は車いす使用者が利用できる幅員を十分に確保すること。	図 10
イ 戸の構造	便所及び便所の出入口の戸は、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。			
ウ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	・ ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること		図 10
エ 便所の構造	障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便所を1以上設けること。		・ 温水洗浄便座を設置すること。 ・ 乳児用いす等を設置すること。 ・ 呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を設置すること。 ・ 便器の背後に背もたれを設けること。	
オ 男子用小便器の構造	男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。	・ 手すり付き床置き式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。 ・ 小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。		図 10
カ 洗面器の構造	障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。	・ 洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ・ 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下部は床上65センチメートル程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75センチメートル程度とすること。 ・ 洗面所の水栓は、レバー式、光感応式など簡単に操作できるものとする。		図 11

# 1 建築物

1-15

## 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

### ●基本的な考え方

- ・ 視覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック等を適切に設ける。
- ・ 視覚に代わる情報伝達方式は、複数の方法を併用して活用する。
- ・ 白杖等の使用者は、歩行中足下から上部の情報が入りにくい。上部のみに突出した構造物は衝突の危険があるので避ける。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
<p>(1) <u>視覚障害者誘導用ブロックの敷設等</u></p>	<p>道等から12の項(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路(駐車場から4の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。)は、そのうち1以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所及び小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項から9の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共的施設においては、15の項に定める設備を設けること。</li> <li>・ 会議等では、点字資料や録音テープ等を用意すること。</li> </ul>
<p>ア <u>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</u></p>	<p>視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内の経路及び用途積が200平方メートル未満の建築物内において、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、当該出入口から当該案内所までの間の経路において人等による誘導が適切に実施される場合における当該経路については、この限りでない。</p>	<p>(視覚障害者誘導用ブロックの構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形状については、JIS T 9251によるものを使用する。</li> <li>・ 色は、黄色を原則とすること。ただし、周囲の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、この限りではない。</li> <li>・ 十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。</li> </ul> <p>(視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす使用者やベビーカー等での通行に支障がないよう敷設するとともに、構築物等の壁面から通行の支障とならない距離を確保すること。</li> <li>・ 病院や高齢者が入所する福祉施設、幼児が利用する保育所等の施設においては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に支障をきたさないようにすること。もっぱら高齢者等が利用する入所型高齢者施設における誘導措置については、誘導用ブロックを整備する代わりに手すり・音声による案内設備等を設置することも考えられる。</li> </ul> <p>(敷設位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付等の前に敷設する点状ブロックの位置は、受付等の前端から30センチメートル程度離れた箇所とすること。</li> </ul> <p>(音声その他の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備とは、音声装置、誘導チャイム、誘導用設備として有効な床面での配慮(突起の高さ2.5ミリメートルの屋内用誘導用ブロック、誘導用マット)等をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には音声誘導装置を設けること。</li> </ul>



整備基準	解説	望ましい水準	備考
		(人等による誘導がある場合) ・人等による誘導があるため誘導用ブロックを敷設しない場合は、その旨を表示するよう努めること。	
イ 敷地内通路	経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜(こう配が20分の1を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えないものを除く。)がある部分の上端に近接する部分。		
(2) 傾斜路等の敷設	次の場所(別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅(小規模共同住宅を除く。)にあつては、ア(6の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。)及びエに掲げる場所に限る。)は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。)、9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。		
ア 傾斜路等の 上端及び下端	2の項に定める構造の傾斜路及び6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分。	・傾斜路の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。 ・階段の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。	
イ 踊場	2の項に定める構造の傾斜路の傾斜(こう配が20分の1を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えないものを除く。)がある部分の上端に近接する踊場(駐車場に設けるものを除く。)の部分(傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。)		
ウ 主要な出入口 等の戸の構造	4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ1以上の主要な出入口等(屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。)又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後。		



整備基準		解 説	望ましい水準	備考
エ 階段の上端及び下端	6の項に定める構造の階段（駐車場に設けるものを除く。）の段がある部分の上端に近接する踊場の部分（段がある部分と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。）			
オ エスカレーターの端部等	エスカレーターの端部等、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所	・ エスカレーター前に敷設する点状ブロックの位置は、エスカレーター始末端部の点検蓋から30センチメートル程度離れた箇所とすること。	・ エスカレーターの始末端部では、音声等により視覚障害者等へ注意を喚起すること。 ・ 逆乗り防止のセンサーを設けること。 ・ 乗降口に誘導柵を設けること。	図3
(3) 手すりへの点字その他の案内設備の設置	2の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造の廊下等及び6の項に定める構造の階段に設ける手すりの端部には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。	・ 「点字その他の案内設備」とは、点字のほか、音声案内等をいう。 ・ 手すりの点字その他の案内設備においては、現在位置や行き先、上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とすること。 ・ 点字は、はがれにくいものとする。		
(4) 出入口への点字その他の案内設備の設置	8の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。	・ 8の項(1)に定める構造の便所（みんなのトイレ）においては、現在位置や構造及びだれもが利用できる便所である旨を案内すること。 ・ 8の項(2)に定める構造の便所においては、現在位置や構造及び男女の区別があるときは、当該区別を案内すること。 ・ 10の項に定める構造の客室においては、現在位置及び部屋番号等を案内すること。 ・ 点字による案内設備は、床から中心までの高さを140～150センチメートルとすること。 ・ 点字は、はがれにくいものとする。	・ 集会、案内機能を有する居室（事務室、集会室、相談室など）等を設ける場合は、出入口に点字等により、現在位置及び部屋番号等を表示すること。	
(5) エスカレーターのくし板	エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。			図3